

静岡県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和7年4月11日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年4月11日

静岡県知事 鈴木康友

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	三島裾野線	駿東郡長泉町中土狩字柵42番の2地先から 駿東郡長泉町中土狩字開554番の1まで	沼津土木事務所
県道	三島富士線	駿東郡長泉町下土狩字高添421番の4から 駿東郡長泉町本宿字新田212番の1まで	沼津土木事務所
県道	大岡元長窪線	駿東郡長泉町本宿字新田212番の21から 駿東郡長泉町本宿字新田210番の14まで	沼津土木事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年4月11日